

2014年5月28日

防衛大臣  
小野寺 五典 殿

衆議院議員 照屋 寛徳



衆議院議員 玉城デニー



## 米軍基地従業員「賃金未払い訴訟」の控訴断念等を求める申し入れ

去る5月21日、在沖米軍司令部が基地従業員の年休取得を認めずに賃金カットしたのは違法として、全駐労沖縄地区本部所属の組合員176人が、雇用主の国に未払い賃金と労働基準法に基づく制裁金「付加金」の支払いを求めた訴訟（年休スト裁判）の判決が那覇地裁であった。

判決は、原告全駐労組合員らの主張を全面的に認め、未払い賃金と付加金（計約411万円）の支払いを被告国に命じた。文字通り、原告らの全面勝訴である。

本件訴訟では、年休請求権と行使の法的評価や付加金支払いの是非が争点であった。特に、付加金について判決は「国の賃金不払いの状況や、原告の不利益を軽視することはできない」として、未払い賃金と同額の支払いを命じた。そのうえで、使用者たる在日米軍は、雇用主の権利義務を被告国と分掌しているとして、付加金の制裁対象に双方を認定し、「国による求償によって在日米軍も制裁を受ける」と判示している。

原告らは判決の確定を望んでいる。法的雇用主たる防衛省は、司法判断を真摯に受け止め、下記について適切かつ実効性のある措置を講じられたい。

### 記

1. 政府は控訴することなく、速やかに未払い賃金と付加金の支払いに応じること。付加金については支払い後、直ちに在日米軍に求償すること
2. 本訴訟の原因であるAAFESによる「高齢従業員パート再雇用問題」解決のため、全駐労側の要求を最大限尊重して米側と交渉にあたること
3. 基地従業員の権利が正当に確保されるよう、基本労務契約（MLC）をはじめとする3つの労務提供契約を見直すこと

以上